

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## (a) 要約

理事長および近畿大学長は、学校法人近畿大学の運営全般および九州短期大学の教育向上・充実のため、本学学長と連携を密に行い、適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長は「学校法人近畿大学寄附行為」（提出資料 20）に基づいて、学校法人の最高意思決定機関である理事会を開催し、適切に運営している。理事会の構成員である理事は的確な人物が「私立学校法」および「学校法人近畿大学寄附行為」に基づいて選任されている。

本学の学長は近畿大学長の推薦に基づき理事長が任命し、本学の発展のために強いリーダーシップを発揮し、教育効果の向上とそのための教育方法の改善を課題とし、学生の学習成果の獲得に努めている。

監事は、「私立学校法」および「学校法人近畿大学寄附行為」に基づき学校法人の業務および財産の状況に対する監査を適切に執行している。評議員会についても、「私立学校法」および「学校法人近畿大学寄附行為」の規定に基づき組織され、適切に運営され、ガバナンスも適切に機能している。

## (b) 行動計画

理事長と近畿大学長、ならびに本学の学長は適正なリーダーシップを発揮し、近畿大学、九州短期大学を運営している。社会状況の変化やそこで求められる人材養成のニーズに対応しながら安定的に経営するために、今後も、リーダーシップを発揮し続けるよう努力する。